

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会 糸島市成年後見センター



「**成年後見制度**」とは認知症や障がいで判断能力が不十分な人の法律行為等を本人に代わって行う制度です。

「こんなこと相談してもいいの？」・・・と迷う前に、お気軽に相談ください。
相談員がご本人にとって最適なサポートと一緒に考えます。

制度に関すること

後見制度って何？
お金はかかるの？



財産に関すること

物忘れが増えてお金の
管理が不安・・・



将来に関すること

障がいのある
子どもの将来が心配・・・



支援者として
制度の利用を考
えた方が良いの
か・・・

離れて暮らす親が消費
者被害にあっていない
か心配・・・



「糸島市成年後見センター」とは・・・

認知症・知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して生活できるようにお手伝いを行う相談窓口として、令和6年4月に開設しました。

窓口まで来るのが難しい方は、施設や自宅訪問でのご相談も可能ですので、事前にご連絡ください。また、関係機関からの求めに応じ会議などに参加し、協力をを行います。要望がある場合は、ご相談ください。



【このような活動も行っています】

出前講座

- ◆対象 おおむね5名以上
- ◆費用 **無料**（会場設営費用は申込者でご負担ください）
- ◆内容 成年後見制度の概要
成年後見センターの業務 等・・
- ◆時間 30分～60分程度
- ◆申込 電話・ファックス・メール
※1か月前までにお申し込みください
○内容・時間については、相談に応じますので、ご連絡ください

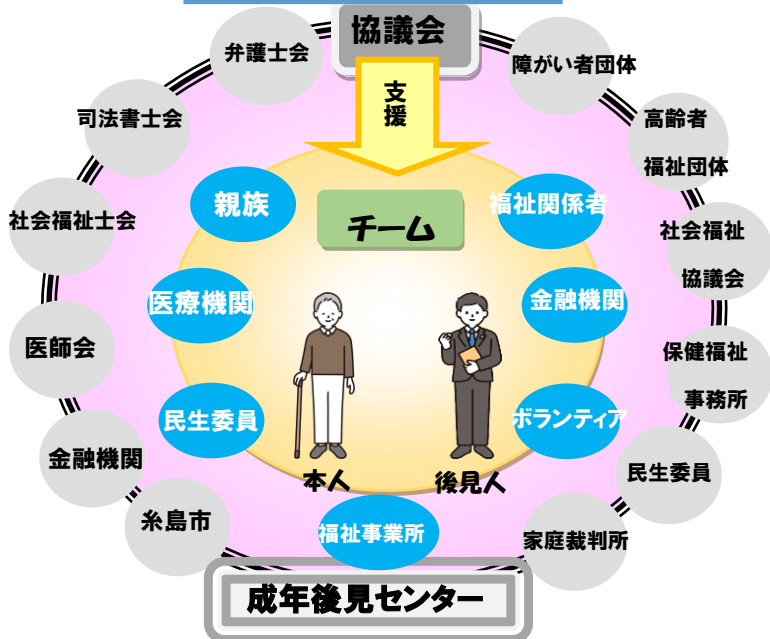
日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため生活に不安な方のお手伝いをします

- ☑福祉サービスの利用援助
- ☑日常的な金銭管理
- ☑書類等のお預かり

※利用意思があり、契約内容について理解ができる方が対象です。その他要件がありますのでご相談ください

地域連携ネットワーク



市民後見人養成

地域における身近な存在として、成年後見制度を担う市民後見人の育成・活動支援をします

法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が成年後見人等の業務を行います。

※対象者の要件がありますので、事前に確認ください

センターでは専門職や関係機関から助言を受け本人と後見人をチームで支援する体制づくりを目指しています

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会

糸島市成年後見センター

月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

電話番号

092-321-0266

メール

koken@itoshima-shakyo.or.jp

糸島市潤一丁目22番1号 健康福祉センターあごら内

相談は**無料**です。

来所による相談希望の方は**事前にご予約**ください

